

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） ..... 1

改正案	現行
<p>第三十六条 総合政策局に置く課）</p> <p>第三十六条 総合政策局に、次の十五課を置く。</p> <p>総務課 政策課 社会資本整備政策課 共生社会政策課 環境政策課 経済安全保障・海洋政策課 交通政策課 地域交通課 モビリティサービス推進課 公共事業企画調整課 技術政策課 国際政策課 海外プロジェクト推進課 情報政策課 行政情報化推進課</p> <p>（経済安全保障・海洋政策課の所掌事務）</p> <p>第四十二条 経済安全保障・海洋政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国土交通省の所掌事務に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（総合政策局に置く課）</p> <p>第三十六条 総合政策局に、次の十五課を置く。</p> <p>総務課 政策課 社会資本整備政策課 共生社会政策課 環境政策課 海洋政策課 交通政策課 地域交通課 モビリティサービス推進課 公共事業企画調整課 技術政策課 国際政策課 海外プロジェクト推進課 情報政策課 行政情報化推進課</p> <p>（海洋政策課の所掌事務）</p> <p>第四十二条 海洋政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（新設）</p> <p>一 三 （略）</p>

(参事官の職務)

第二百一十一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 マンション(マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下この号において同じ。)の建替え、マンションの更新(同項第三号に規定するマンションの更新をいう。及びマンションの除却、マンション及びその敷地の売却並びに除却する必要のあるマンションに係る敷地分割(同項第二十七号に規定する敷地分割をいう。)の円滑化に関すること。

二 マンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)第二条第一号に規定するマンションをいう。)の管理に関すること。

三 十 (略)

(参事官の職務)

第二百一十一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 マンション(マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下この号において同じ。)の建替え及び管理(マンションの敷地及び附属施設並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)第二条第一号に掲げる土地及び附属施設の管理を含む。)、除却する必要のあるマンション及びその敷地の売却並びに当該マンションに係る敷地分割(マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十一号に規定する敷地分割をいう。)に関すること。

(新設)

二 九 (略)